



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*47 和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則の一部を改正する規則	(税務課)	1
○ 公安委員会規則		
*13 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則		20
○ 告示		
*1119 和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等に係る売りさばき人の指定の取消し	(税務課)	20
1120 特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)	20
1121 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( " )	21
1122 救急病院の認定	(医務課)	21
1123 農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)	21
1124 農用地利用配分計画の認可	( " )	22
1125 木材業者等の登録の変更	(林業振興課)	22
○ 教育委員会告示		
10 平成28年度和歌山県立中学校入学者募集要項		22
○ 海区漁業調整委員会指示		
6 平成27年和歌山海区漁業調整委員会指示第1号(宝石サンゴの採捕)の廃止		22
○ 訓令		
*15 和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令	(税務課)	22

## 規 則

### 和歌山県規則第47号

和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則の一部を改正する規則

和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則(昭和45年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「いう。）」の次に「又は別表に掲げる売りさばき機関(以下「売りさばき機関」という。))」を加え、同条第2項から第4項までを削る。

第5条の見出しを「(売りさばき人の指定及び証紙等の買受け)」に改め、同条第2項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

売りさばき人の指定を受けようとする者は、証紙等売りさばき人指定申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、売りさばき人を指定したときは、当該売りさばき人の氏名及び住所並びに売りさばき所又は証紙印の押印所(以下「売りさばき所」という。)を告示するものとする。指定を取り消したときも、

また同様とする。

3 売りさばき人は、証紙又は証紙印を押印する場合には別記第3による計器始動票札（以下「計器始動票札」という。）を知事から買い受けるものとする。

第12条中「売りさばき人」の次に「又は売りさばき機関」を加え、「（別記第5号様式）」を「（別記第9号様式）」に、「総務部総務管理局税務課長」を「知事」に改め、同条を第13条とする。

第11条見出し中「受払簿」を「受払管理簿等」に改め、同条中「総務部総務管理局税務課長及び売りさばき人」を「知事」に、「証紙等受払簿（別記第4号様式）」を「証紙等受払管理簿（別記第6号様式）」に、「受払い」を「受払」に改め、同条に次の1項を加える。

2 売りさばき人又は売りさばき機関は、証紙等受払日計表（別記第7号様式）及び証紙等受払月計表（別記第8号様式）を備え、証紙等の受払の状況を明らかにしなければならない。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（証紙等の交付等）

第11条 売りさばき機関は、証紙等交付申請書（別記第4号様式）により知事から証紙又は計器始動票札の交付を受けなければならない。

2 売りさばき機関は、前項の規定により交付を受けた証紙が汚染し、若しくは破損して売りさばきに不適當なものとなったとき又はその証紙若しくは計器始動票札が交付を受けておく必要のないものとなったときは、証紙等返納書（別記第5号様式）により、速やかに、知事に返納しなければならない。

別表を次のように加える。

別表（第3条関係）

売りさばき機関
税務課

別記第3中「（第3条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

別記第1号様式中「（第3条関係）」を「（第5条関係）」に、「第3条の」を「第5条の」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 (第11条関係)

(その1)

第 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

売りさばき機関の長 印

証 紙 等 交 付 申 請 書

次のとおり証紙の交付を申請します。

種 類	数 量	金 額	備 考
円	枚	円	
計			

(その2)

	第	年	月	号
				日
和歌山県知事	様			
				売りさばき機関の長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
証 紙 等 交 付 申 請 書				
次のとおり計器始動票札の交付を申請します。				
額 面 金 額	数 量	合 計 金 額	備 考	
円	枚	円		

別記第5号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式に次のように加える。



(その4)

証 紙 等 受 払 報 告 書

年 月 日

和歌山県知事 様

売りさばき機関の長 印

次のとおり 月分を報告します。

証紙代金収納計器表示額			摘 要
計 器 の 額	今 月 末	ア	円
	前 月 末	イ	円
	差引 (ア-イ)	ウ	円
ウのうち誤表示による廃棄額		エ	(件数) 円
今 月 分 表 示 額 (ウ-エ)		オ	円

別記第5号様式を別記第9号様式に改め、別記第4号様式の次に次の4様式を加える。



別記第5号様式 (第11条関係)

(その1)

		第	号				
		年	日				
和歌山県知事		月					
様							
		売りさばき機関の長	印				
証 紙 等 返 納 書							
下記の理由により証紙を返納します。							
記							
1 返納理由							
2 返納数量							
種	類	数	量	金	額	備	考
	円		枚		円		

(その2)

第 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

売りさばき機関の長 印

証 紙 等 返 納 書

下記の理由により計器始動票札を返納します。

記

1 返納理由

2 返納数量

額 面 金 額	数 量	合 計 金 額	備 考
円	枚	円	

別記第6号様式 (第12条関係)

証 紙 等 受 払 管 理 簿

種 類	買受 交付 返納	年月日	額面金額	数 量	合計額	取扱者印	受領者 (返納者)印	摘 要
	買受 交付 返納		円	枚	円			
	買受 交付 返納							
	買受 交付 返納							
	買受 交付 返納							
	買受 交付 返納							
	買受 交付 返納							
	買受 交付 返納							

※年月日欄には、買受、交付又は返納の該当項目に○をすること。

摘要欄には始動票札番号及び計器番号を記載し、返納の場合には理由等を記載すること。

別記第7号様式 (第12条関係)

(その1)

証 紙 等 受 払 日 計 表			
			年 月 日
処理区分		受入・払出・廃棄	
種 類	数 量	金 額	備 考
10,000円証紙	枚	円	
5,000円証紙			
3,000円証紙			
1,000円証紙			
500円証紙			
300円証紙			
100円証紙			
50円証紙			
30円証紙			
10円証紙			
合 計			
摘 要			

(その2)

## 証紙等受払日計表

年 月 日

	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	合 計
繰越額	円	円	円	円
受入額	円	円	円	円
払出額	円	円	円	円
廃棄額	円	円	円	円
残 高	円	円	円	円
摘 要				

(その3)

所属長	係

証 紙 等 受 払 日 計 表

年 月 日

処理区分	受入・払出・廃棄
------	----------

種 類	数 量	金 額	備 考
10,000円証紙	枚	円	
5,000円証紙			
3,000円証紙			
1,000円証紙			
500円証紙			
300円証紙			
100円証紙			
50円証紙			
30円証紙			
10円証紙			
合 計			
摘 要			

(その4)

所属長	係

証 紙 等 受 払 日 計 表

年 月 日

	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	合 計
繰越額	円	円	円	円
受入額	円	円	円	円
払出額	円	円	円	円
廃棄額	円	円	円	円
残 高	円	円	円	円
摘 要				

別記第8号様式(第12条関係)

(その1)

証紙等受払月計表( 年 月分)

種類	繰越	受入	払出	廃棄	残高
10,000円証紙	枚	枚	枚	枚	枚
5,000円証紙					
3,000円証紙					
1,000円証紙					
500円証紙					
300円証紙					
100円証紙					
50円証紙					
30円証紙					
10円証紙					
金額(円)					

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名

印

担当者職氏名

印

年 月 日

上記について確認した。

出納員職氏名

印



(その2)

証 紙 等 受 払 月 計 表 ( 年 月 分 )

	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	合 計
繰越額	円	円	円	円
受入額	円	円	円	円
払出額	円	円	円	円
廃棄額	円	円	円	円
残 高	円	円	円	円

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名

Ⓜ

担当者職氏名

Ⓜ

年 月 日

上記について確認した。

出納員職氏名

Ⓜ

(その3)

所属長	係

証 紙 等 受 払 月 計 表 ( 年 月 分 )

種 類	繰 越	受 入	払 出	廃 棄	残 高
10,000円証紙	枚	枚	枚	枚	枚
5,000円証紙					
3,000円証紙					
1,000円証紙					
500円証紙					
300円証紙					
100円証紙					
50円証紙					
30円証紙					
10円証紙					
金 額 (円)					

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名 (印)

担当者職氏名 (印)

年 月 日

上記について確認した。

出納員職氏名 (印)

(その4)

所属長	係

証 紙 等 受 払 月 計 表 ( 年 月分)

	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	証紙代金収納計器 No.	合 計
繰越額	円	円	円	円
受入額	円	円	円	円
払出額	円	円	円	円
廃棄額	円	円	円	円
残 高	円	円	円	円

年 月 日

上記について残高確認した。

担当者職氏名

印

担当者職氏名

印

年 月 日

上記について確認した。

出納員職氏名

印

## 附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

## 公安委員会規則

## 和歌山県公安委員会規則第13号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成27年9月29日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第51号）の施行期日は、平成27年10月12日とする。

## 告 示

## 和歌山県告示第1119号

和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則（昭和45年和歌山県規則第23号）第3条第4項の規定に基づき、和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等に係る売りさばき人として指定した次の者の指定を平成27年9月30日限り取り消す。

平成9年和歌山県告示第331号（和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等に係る売りさばき人の指定）は、平成27年9月30日限り廃止する。

平成27年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

氏名（名称）	住所（所在地）	売りさばき所
和歌山県税務協議会長	和歌山市小松原通一丁目1	和歌山市湊1106-10 和歌山県総務部総務管理局税務課分室内 和歌山市湊1106-25 軽自動車検査協会和歌山事務所内

## 和歌山県告示第1120号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年11月9日まで縦覧に供する。

平成27年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成27年9月9日

## 2 名称

特定非営利活動法人rainbow heart

## 3 代表者の氏名

山口浩司

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市本町四丁目43-1 サンビル本町1FB

## 5 定款に記載された目的

この法人は、次世代を担っていく国内及び海外の子どもや障害者の心を豊かに育み、自立を支援すること、並びに地域社会に対して子どもたちや障害者を取り巻く環境について知って頂くことによって、健全育成・社会教育に寄与する事を目的とする。

**和歌山県告示第1121号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年11月9日まで縦覧に供する。

平成27年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年9月9日

2 名称

特定非営利活動法人ゆうゆうスポーツクラブ海南

3 代表者の氏名

津毛望

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市大野中1106番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、各種生涯スポーツ振興に関する事業を行い、青少年の健全育成、市民の健康増進を図るとともに、市民間の絆を強め、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1122号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 上山病院

2 所在地 和歌山市内原998

3 有効期限 平成30年9月3日

**和歌山県告示第1123号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年9月15日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年10月12日まで縦覧に供する。

平成27年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第40号-1	西牟婁郡白浜町中字日根1023外1筆

平成27年度第40号-2

西牟婁郡白浜町中字日根1101-1外2筆

## 和歌山県告示第1124号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年9月15日に認可した。

平成27年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第31号	日高郡日高町小浦字矢田ケ谷303外2筆

## 和歌山県告示第1125号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成27年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
西本晴製材所	代表者の氏名	西本好作	西本晴美	平成27.8.26

## 教育委員会告示

## 和歌山県教育委員会告示第10号

平成28年度和歌山県立中学校入学者募集要項を定めたので、その関係書類を和歌山県教育庁学校教育局義務教育課、各教育支援事務所及び各県立中学校に備え置いて平成27年10月1日から平成28年1月7日まで縦覧に供する。

平成27年9月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

## 海区漁業調整委員会指示

## 和歌山海区漁業調整委員会指示第6号

平成27年和歌山海区漁業調整委員会指示第1号（宝石サンゴの採捕）は、平成27年9月30日限り廃止する。

平成27年9月29日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

## 訓 令

## 和歌山県訓令第15号

総務部  
県税事務所

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県税収入事務規程（昭和39年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「ない歳入金」の次に「（自動車税及び自動車取得税の証紙売りさばき代金を含む。以下同じ。）」を加える。

第24条第1項に次のただし書を加える。

ただし、自動車税及び自動車取得税の証紙売りさばき代金については、領収証書の交付を要しない。  
別記第5号様式中

「

所	次出	課
	納	
長	長員	長

」を「

--	--	--

」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。